支部ニュース

2014年12月 No. 493

発行 自由法曹団東京支部

メールアドレス dantokyo@dream. com 〒112-0014 文京区関口 1-8-6-202 TEL03-5227-8255 Fax03-5227-8257 郵便振替 00130-6-87399

●新宿区長選奮戦記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	と 松江
●憲法学習会講師をしてみました・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	藤園生
●憲法守る街頭宣伝共同行動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	藤次彦
※支部長からの一言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 宮	川泰彦
●沖縄から本土に投げられたボール・・・・・・・・・・・・・・・ケ	村和也
●若手弁護士へのメッセージと返書	
※井の中の蛙、大海を知る・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	木亜英
※支部ニュース No.492 大森典子先生の文章を読んで・・・・・・・・・青	龍美和子
●総会のご案内と特別報告募集	
●12月三多摩幹事会議事録	



新宿区長選奮戦記

東京法律事務所 岸 松江

11月9日投票の新宿区長選に立候補しました!新宿区は東京都都庁や防衛省もあり国家戦略特区にも 指定されている一方、各世代が均等に居住し外国籍住民が11%という多様性のあるまちです。選挙は 自民・公明推薦の吉住健一氏との一騎打ち。私は「平和と希望のまち新宿をつくる会」から無所属で立 候補し、日本共産党と花マルクラブの推薦を受けました。(社民、民主は自主投票)

結果は、吉住氏 3 万 9127 票、岸まつえ 2 万 4262 票 (得票率 38. 27%) で当選はかないませんでした が貴重な経験でした。

私の得票率 38%は、1975 年区長選が始まった時の菅原さん(34%)を超え、革新系新宿区長候補としては過去最高だそうです。得票数では、1987 年に社共共闘の立山学さんが得た 33,013 票に次ぐもの。新宿区の共産党の近年の選挙得票(率)が、区議選 15,425 票(18%)、都議選 18,496 票(17%)、吉良よし子氏 17,637 票(13%)、参院比例 19,316 票(14%)ですから、党派を超えて支持が広がったことになります。東京新聞は「落選した岸氏の得票は4割近くに達した。『高い得票率での圧勝』を掲げていた吉住陣営にとってその事実は重い。・・厳粛に受け止めるべき」と書きました。

振り返れば、今年6月前区長が引退表明し、「日本会議」候補(元区議・元都議)の吉住氏が区長選出 馬を表明したのが8月。私に立候補要請があったのは9月中旬、新宿区労連、民商など市民団体の人た ちが東京法律事務所を訪れ「日本会議」候補相手に不戦敗は許されない、土下座してでもお願いしたい、 との申し出にもうびっくり仰天するしかありませんでした!!。

数日後、私は立候補するからには「勝つ選挙」をしたいと明言しました。

投票まで1カ月を切った10月18日の決起集会で、私はこんなエピソードを話しました。

弁護士として相談活動をしていると、「会社は・・・」「上司は・・」「夫のDVが・・」と言う話は出ますが、依頼者からなかなか「私は」を主語にした言葉が出ません。依頼者の話を一通りお聞きしそのうえで「あなたはどうしたいですか?」と聞きます。それでも自分の気持ちを表現することができない方もいます。私が繰り返し尋ねるとやっと「私は」を主語にした言葉が出てきます。すると、目に力が出て顔つきも変わります。

「私は」を主語に願いを言葉にしてください。言葉には魂が宿ります。その言葉を誰かに伝えてください。必ず願いをかなえるために助けてくれる人や仲間が現れます。思えば私も20代のころ子育てしていて解雇され派遣社員をしていた経験があります。その後「私は弁護士になりたい」と言葉にし伝え願いをかなえることができました。「今の私の願いは必ず区長選に勝って、憲法9条を守り抜き、区民のみなさんの暮らしを守ることです!」。

これを機に、「義務感」で選挙戦に臨もうとしていた人たちが「私は岸さんを区長にしたい」と言葉にするようになりました。同時に100以上の団体や俳優の宝田明さん、幅広い弁護士、研究者らの支援の輪が広がっていきました。私も終始「区長選に勝ちたい」と本気で言葉にし演説に魂をこめました。支援者も「私は」を主語に、自分が主人公になって「暮らしを良くしたい」「平和に暮らしたい」と支持を広げるごとに元気になっていきました。

ピンク色の政策チラシが全戸配布され町は確実に変わっていきました。女性支援策やヘイトスピーチ 反対、ブラック企業対策はもちろん、平和都市宣言をした新宿から集団的自衛権を撤回させるという平 和の訴えに大きな反響がありました。最終盤では子どもや高校生、若いお母さん、中年のサラリーマンなど男女世代を問わず手を振ったり握手を求められ私は「アイドル」状態(!)になり、大きな手ごたえを感じました。吉住陣営の政策も軌道修正を余儀なくされました。

選挙後、「政治的には勝利だ!」「こんな楽しい選挙は初めて」と支援者たちがまた元気になりました。 各人が主人公になるとこんなに大きな力を発揮するのですね。町を変えた政策チラシなどは、「岸まつえ」 フェイスブック、ツイッターで見てください。今もつぶやいていますので。

憲法学習会講師をしてみました

さいとう法律事務所 齊藤 園生

1 講師をしてみました

ここ1,2年、憲法学習会の講師要請は断らないようにしています。とくに、7月1日の集団的自衛権 行使を容認する閣議決定以来、これは大いに訴えなければと思い、講師要請は積極的に引き受けようと 決めています。

ちょうど 10 月 25 日、町田母親大会実行委員会によばれ「今こそ平和を次世代に~考えよう平和と憲法」と題して、講師をしてきました。実を言うと結構、学習会講師をするのは好きです。しかし、甘く考えていると結構難しい。そのときの感想を書きます。

2 閣議決定を解説するのは難しい

今の時期、話の中心となるのは、7月1日の閣議決定になります。閣議決定でいったい何を言ったのか、9条の解釈をどのように変え、何を目指しているのか、を解説しないといけません。

従来の政府公式見解は、個別的自衛権の枠内で、「後方支援」とか「武力行使と一体とならない」とかごまかしながらも、ぎりぎりの制約を自衛隊の活動に課してきたこと、今回の閣議決定はその解釈を180度変えた、究極のちゃぶ台返しであったことを解説することになります。この解釈の変遷を、いままで9条の解釈論などあまり聞いたことのない参加者に、わかりやすく解説するのは骨の折れることです。特に今回の学習会は母親大会。あまり難しい話はしないでね、などと主催者からも言われていたのですが、避けて通れません。案の定、若干受けが悪い。解釈論だけを語っていたのでは無理はありません。ここはちょっとリアルな話が必要です。私はここで半田滋さんや柳沢協二さんが「日本ブランド」と言っている話をよくしています。9条の制限があることが、結果として自衛隊の行動を制限し、それが中東やアフリカで、日本と言う国が「戦争をしない国」と受け止められている、ここを壊して自衛隊が海外でも武器使用を拡大し、戦闘モードにと入ったら・・・と言う話です。これは結構興味深げに聞いてもらえました。ちなみに「イチからわかる安倍政権の集団的自衛権」はよくまとまっています。これは必読。

3 安倍政権の目指す国家像を解説するのはもっと難しい

当然ですが、いったいなぜ今、解釈改憲などと言うウルトラCで、憲法解釈まで変えて、安倍政権は何を目指しているのか、解説しないといけません。米国も日本の財界も、集団的自衛権行使にはそれほど熱心な状況ではないにもかかわらず、なぜ今解釈改憲なのか。積極的平和主義というかけ声の下で何

を目指しているのか、この解説もなかなか難しいところです。日米同盟の強化し、軍事大国化をなしと げ、東アジアの覇権を握りたい、ここが安倍政権の目指す国家なのでしょう。この動きは秘密保護法強 行採決から、国家安全保障戦略や新防衛計画の大綱の決定、武器輸出三原則廃止など、この1年あまり の急激な変化からも裏付けられます。できるだけわかりやすく、具体的に話そうとしたのですが、つっこみすぎると収拾がつかなくなってしまいます。

4 どう考えても時間が足りない

以上のよう名論点に加え、統一地方選もあるぞ!その後の国会が勝負だ、がんばろう!などという話までしたら、とても時間が足りません。私は比較的時間は守る方ですが、今回は70分では収まりきらず、90分近く話をしてしまい、おかげで質問の時間が無くなりました。90分の時間はなかなかもらえません。何とか60分程度で話すための工夫が必要だなあ、と感じます

5 最後に

12月には衆院選が行われることが決定しました。是非安倍政権に退陣をしてもらいたく、ここは護憲勢力が大きくなってもらわないと困ります。しかし、安倍政権がどうなろうと、この9条の空洞化の動きがすぐに収束するとも思えません。学習会講師としての腕も磨いて、大いに学習会に取り組みましょう。



憲法守る街頭宣伝共同行動

法律会計特許一般労働組合 憲法改悪阻止闘争本部

五反田法律事務所 伊藤 次彦

11月13日、私たち法律会計特許一般労働組合と自由法曹団東京支部と共同の街頭宣伝を行った。今年の5月15日に初めて共同宣伝にとりくんだが、今回は2度目の共同宣伝となった。

7月1日に安倍首相による集団的自衛権行使容認の閣議決定がなされ、来年の通常国会には集団的自衛権行使のための関連法案が出されるという話が出ているなかで、継続的な宣伝を行っていきたいと考えていた。

今秋の重要課題は派遣法改悪阻止や特定秘密保護法施行阻止のたたかいにあることは異論がないが、 来年のたたかいに向けて、この秋から集団的自衛権行使に反対する広範な世論を作ろうとの議論を受け、 あえて集団的自衛権行使反対・秘密保護法施行反対の宣伝行動を行うこととした。5月の共同宣伝が大 変好評であったので、今回の宣伝も自由法曹団東京支部に申しいれ、共同宣伝となった。今回は法会労 が所属する全国一般東京地方本部にも呼びかけ、大々的な宣伝を企画した。そのため大田労連からも宣 伝カーを拝借しての宣伝となった。やはり宣伝カーがあった方が迫力があって気持ちがいい。毎回とは 言わないが、節目となる宣伝行動には今後とも宣伝カーを手配できるようにしたいと思う。

法会労からは31名、全国一般東京地方本部から26名、そして東京支部から5名の団員が参加し、総勢60名を超える大宣伝となった。宣伝カーの上から見る60名の宣伝隊は圧巻である。

リレートークは東京支部長の宮川弁護士に先陣を切っていただき、法会労委員長、団幹事長の今村弁護士、東京地本書記長と続いた。5月の宣伝では遠慮していた若手組合員も今回は宣伝カーの上から堂々と訴えていた。リレートークは10名と5月の宣伝よりも少なめであったが、その分1人ひとりが説得力のある訴えができたのではないかと思う。

来年は「日本が戦争できる国になる」かどうかの正念場を迎える。集団的自衛権や特定秘密保護法など戦争準備を強行しようとする政府を、国民世論で押さえ込むためにも、もう一回り二回り世論を広げなくてはいけないと思う。そのために、法会労としては、来年3月に浦和駅頭(こちらは埼玉支部に共同行動の申し入れを行う予定)、4月には立川駅頭での街頭宣伝を計画している。その時には、共同宣伝の申し入れをするので、是非ともご協力お願いします。

支部長からの一言

支部長 宮川 泰彦

多くの法会労組合員が参加し賑やかにチラシ配布を行い、8名がマイクを握った。彼らのスピーチからは、集団的自衛権行使問題と秘密保護法のドッキングによる戦争・暴走の一層な危険など、よく勉強して訴えている様子が分かった。

団支部の参加者は宮川を含め5名とのこと。齊藤事務局長は風邪を引きかけており急遽不参加となったが、執行部からの参加者は支部長のみ。宮川が把握できた団員は本部幹事長をはじめとする旬報の3名だけだった。事務局の仲間があれだけ頑張っているのに、東京支部の団員は? 行動する団員の作風に対する心配、寂しさが残った。

沖縄から本土に投げられたボール

東京南部法律事務所 竹村 和也

1 ご報告

11月16日に行われた沖縄知事選、その選挙活動まっただ中の8日から11日まで沖縄に行って参りました。カンパをくださった東京支部の団員のみな様、ありがとうございました。本当に良い経験になりました。憧れのネーネーズも観ることができました(これはカンパ使っていません、ホントに)。

知事選、あわせて行われた那覇市長選、県議補欠選の結果については報道されているとおりです。 翁長さんをはじめとするいわゆる辺野古新基地移設反対派の圧勝でした(県議選沖縄市区を除く)。

最大の争点が普天間飛行場の辺野古移設問題であったことから、選挙前から沖縄の基地問題が活発に 議論されていました。沖縄の米軍基地が、軍事的にも政治的にも、更には経済的にも必要ないものであ ることは多く語られているところです(前二者について新外交イニシアティブ編「虚像の抑止力」が大 変勉強になりました。)。ここではその点は措き、沖縄に行っての簡単な感想に留めさせていただきます。

2 選挙活動

選挙活動は、翁長陣営を組織する安保破棄沖縄県統一連に沖縄県、全国から集まった支援者の皆さんと一緒にさせてもらいました。その内容は、・・・具体的にはここでは書けませんが、これこそあるべき自由な選挙だな、と思いました。選挙戦について自由に支持表明をして、自由に市民同士で議論する、そういった当たり前の活動が制限される現行法制度に改めて強い違和感を覚えます。

市民と対話していて印象的だったのは、翁長さんを支持する方にせよ、仲井真さんを支持する方にせよ、殆どの方が「基地はいらない」という意思を持っているということです。「どちらにしても基地はいらないよね」などという言葉を良く聞きました。仲井真さんも「沖縄に基地があっていい」などと言うことは言っていません。彼の言い分はあくまでも「普天間問題解決のための代替基地としての辺野古移設」です(その実態が問題を解決せずに両基地固定化に繋がるものであったとしても)。仲井真県政下の沖縄県のホームページをみても、基地が如何に沖縄経済を阻害しているかを詳細なデータを基に紹介していました。沖縄の民意は「沖縄に基地はいらない」と一致しているのではないか、というのが実感です。辺野古移設の可否がクローズアップされることは当然ですが、このことが最も大事な点でしょう。

また、仲井真さんへの嫌悪感も相当なものでした。「オール沖縄」を裏切ったことへの怒りは強いものがありました。仲井真陣営は、法定チラシにまで「共産主導の県政を許すな」「共産主導のオール沖縄」と書き、あからさまな反共攻撃を展開していました。それに対しても、市民は「やり方が汚いよ」「あんなの破って捨てといて」などと呆れていました。公約を破ってオール沖縄から勝手に降りたことの代償なのでしょう。

最後に、保革を超えた運動の可能性。ご存じのとおり、今回の翁長陣営は、「イデオロギーよりもアイデンティティー」を合い言葉に保革共同で組織されていました。基地以外の課題で多くの一致点を作っていくことはこれからの課題でしょう。しかし、新基地建設「NO!」の圧倒的な民意を示したことの意義ははかり知れません。それを目指した陣営の熱気も相当なものでした。結果としても圧倒的な民意を示すことに成功し、その流れは総選挙にも繋がっています。「オール沖縄」は、沖縄内の全4選挙区に

新基地建設に反対する候補者を擁立する方針を決定したのです。この沖縄の成功例は、今後の我々の様々な課題への取組への示唆になるかもしれません。

3 辺野古

辺野古ではボート(平和丸)に乗せてもらい、埋立予定地の海にも出ることができました。本当に透き通るような海(海草も見えます)、壮大な島々、それに不釣り合いな巨大なキャンプシュワブ、海上保安庁の厳ついボートの対照が印象的でした。軍事的・政治的の必要性が具体的に示されることはなく(森本元防衛大臣の発言が思いだされます)、代替基地ではなくキャンプシュワブとあわせての巨大な軍事基地が建設され、それこそ代替不可能な自然や文化が破壊されてしまうのか、と愕然としました。

4 問われているのは「本土」の覚悟

沖縄県民は2013年1月28日の建白書、ボーリング調査開始への2014年9月3日の沖縄県議会の抗議、同月23日の県内移設反対を訴える県民集会、そして今回の選挙戦ではっきり意思表示を示しました。それに対して、未だ「無関心」でいられるのか、辺野古新基地建設阻止に向けて本当の連帯ができるのか、ボールは本土の人間に投げられたと思います。翁長さんを本当の「信念の人」にするためには、県外からも新基地NOの声を多数派にしなければいけません。総選挙、及びその後の運動のなかで、我々の沖縄の基地問題への覚悟が問われます。私も何か継続的な関わり方をしていきたいと思います(言っちゃった)。



井の中の蛙、大海を知る

三多摩法律事務所 鈴木 亜英

転機となった盗聴事件

「緒方さんのウチだけじゃなく、上田さんのウチも盗聴されているらしい。今調査中です。現場に来てほしい」事務所に入ったこんな電話に私はいち早く至近距離の上田耕一郎さんのお宅に駆けつけた。こんなことがきっかけで、それまで対岸の火事だった町田市で起きた緒方宅電話盗聴事件の弁護団にも加わることになった。私は1968年に三多摩法律事務所に入所し、以来地域の事件だけを処理するいわば地域密着型弁護士として約20年間過ごしてきた。だから緒方盗聴は私にとって初めての弁護団事件であった。多少の戸惑いはあったが、新鮮な気持ちで取り組めた。国賠法廷では国も神奈川県も謝罪しないばかりか、事実の認否も拒否すると云う徹底した秘密警察ぶりであった。調べれば調べるほど、根深い反共体質が浮かび上がり、犯人とされる「四係」は民主主義社会にあるまじき存在であることも改めて知らされた。彼らが盗聴アジトに残した遺留品等から犯人像は絞られ、動かぬものとなったものの、勝ち切るためにはなお厳しい状況が続いた。

はじめて訪米、キノイさんと会う

そんな中、金沢の同期菅野昭夫団員から、一緒に訪米しようと云う話が舞い込んだ。彼は民衆の弁護士アーサーキノイさんの闘いの半生をつづった「ライツオントライアル」を5年かけて翻訳した。刊行に当たって初めて著者であるキノイさんに会いに行くのだという。同行者は団員の菊池紘、岡村親宣、大森鋼三郎、稲村五男、川中宏、田川章次と私の7名であった。50歳に近づいた全員が渡米は初めてと云う遅咲きの米国訪問団であった。ニューヨークで私たち一行を満面の笑みで迎えてくれたキノイさんは盛り沢山の企画を用意してくれていた。私たちがアメリカで出逢ったのは菅野翻訳本にもたびたび登場する市民のために権力と闘うピープルズロイヤーであり、平和と人権のために日夜献身する市民の姿であった。この貴重な経験を帰国後8名は全国各地に持ち帰った。

このことが契機となって、2年後緒方盗聴事件の訪米要請団が組まれ、私もその一員として加わることになった。キノイさんの手回しの良い40にも昇る歓迎企画に上田誠吉団長をはじめとする一行8名はヘトヘトになりながらも各地で意義のある交流を重ねた。

NLGとの国際連帯

それまで、アメリカと云えば、専ら覇権主義やら沖縄基地やら、よい印象はなかった私にとって、平和と人権のために身を賭して闘う市民の姿には鮮烈な印象となって残った。しかも、日米両国の戦後史は計らずも共通する所が多く、私たち日本人民の苦難はアメリカ人民にとっても同じ苦難の体験であったことを知り、この国の人々との国際連帯は新しい世界史を築くうえでも不可欠と思えた。その後団の国際問題委員会が立ちあげられたが、20年余り亘ってのナショナルロイヤーズギルドとの毎年の交流はこうした強い思いに突き動かされてのものであった。

国連と国際人権活動

さてもうひとつの取り組みは国連人権機関への様々な要請である。緒方盗聴事件の国連人権小委員会

でのスピーチは、ロビー活動やいろいろな団体との交渉を通じて、人権の国際水準とは何かを考えさせられる貴重な体験となった。世界にはどんな人権侵害が起きているか、国際的なNGOや人権活動家がこれにどう対応しているか、それを知ることは目から鱗が落ちる思いであった。そして何よりも固定観念にとらわれていた自分なりの人権というものがいかに狭いものであったかを知ることにもなった。このことがきっかけとなって、私はその後自由権規約、社会権規約など国際人権規約の日本政府報告の審査に度々その傍聴に通うことになった。傍聴には予めのカウンターレポートづくりも、帰国後の報告も伴うので、毎回の傍聴を通じて日本の人権状況全体の前進や停滞を整理することもできた。「どんな小さな人権侵害も見過ごしてはならない」と云う国連機関の担当者の助言もその後私が原告となった思想調査事件と名付けられた国賠訴訟の提起への動機ともなった。

ふり返って

かって私は世界の状況と対比すれば、日本の人権状況はさほど悪くないのではないかと考えていた。しかし、「国際人権」の世界に入ってみると、とてもそうは云えないという思いを強く持つようになった。最大の問題はなんだろうか。行きつくところは戦後長きにわたって政権に就いてきた自民党の中にあの侵略戦争を自己批判せず、かえって讃美する歴史認識が頑なに横たわり、これが人権の前進を阻んでいるのではないか。慰安婦問題や日の丸君が代強制はその良い例である。第二に、日本が島国であることも原因しているが、人権をめぐる国際的な往来が乏しく、人権「半鎖国」の状態が続いており、人権状況が批判にさらされることは滅多にないので、これで良しとする風潮が根づいてしまっていることではないか。代用監獄問題や公選法や国公法による弾圧など枚挙に暇がない。第三に、私たちにも責任があるが、とことん人権を大切にする気持ちがどこかに欠けていて、譲歩して憚らないと云ったところが見受けられる。国際人権の定着の遅れは正に課題である。

私はいつの間にか後戻りできないほどに深く国際人権の分野に踏み込んでしまった。そんな視点から 日本の政治や人権の遅れを見つめるようになったが早くも4半世紀が過ぎようとしている。細々と続け てきた団の国際問題委員会であるが若い担い手が増えてきたことは何よりも心強いと思う昨今である。



大森典子先生の文書を読んで

東京法律事務所 青龍 美和子

大森先生の文章を読んで、1960年から70年代の、朝日訴訟や教科書裁判、基地訴訟など憲法を 武器に闘うということが普通だった時代が羨ましく思い、私もそんな時代に生まれてみたかったと思い ます。私は1982年生まれですが、たしかに同世代では、「憲法を守ろう」と言って集会やデモに参加 したり、街頭で訴えたりすることは特殊です。

第2次安倍内閣の成立により歴史の逆行が進んだというのにも共感しますし、大きな危機感を感じています。しかし、安倍首相を積極的に支持して、安倍首相の描く「美しい日本」にしようという若い人はそう多くはないと思います。一番多いのは、政治に無関心だったり、どうせ何やっても無駄と諦めていたりする人だと思います。実はそれが一番怖いかもしれません。自分たちの知らない間に勝手に戦争の準備がされていて、気づいたら戦争が始まっていた、ということになりかねないのが一番恐ろしいです。

ただ、政治に無関心なように見える人も、関心を持つために必要な情報を与えられていないだけではないかと思います。たとえば、安倍政権の下で強行された特定秘密保護法によって、普段自分たちが普通に行っているインターネットのブログやフェイスブックなどの更新が自由にできなくなるかもしれない、自分たちの生活が意味もなく制限されるかもしれないということを知ると、恐怖を感じるのだろうと思います。そして、そこで憲法というものが、国家権力の暴走を止めて自由を守るためにあるのだということを知らせると、初めて憲法の意味や重要性がわかって、この憲法を全く異質のものに変えようとしている安倍政権に危機感を覚えます。この例は、「明日の自由を守る若手弁護士の会(あすわか)」が全国で行っている憲法カフェでよく聞く話です。こういう基本的なところから少しずつでも始めることで、徐々に効果が出てくるのではないかと思います。

しかし、その先の、じゃあどうすればいいの?結局声を上げても変わらないんじゃないの?という疑問には、選挙に行こう、小さな集まりでも学習会に行こう、インターネットやチラシで知らせよう等いろいろ言ってみますが、正直言って疑問を持っている人、諦めている人に響くような応えができているのか自信がありません。実際に変えられたと実感できる経験が少ないからです。こういった疑問に、先生は、いつもどう応えていますか?

2011年3月の原発事故による被害に対する訴訟や原発差し止め訴訟がいま全国各地で展開されています。これらの訴えの拠り所は憲法です。私も弁護団の一員となっている福島地裁での集団訴訟でも、憲法13条で保障された個人の尊厳及び幸福追求の権利に基づいて、福島第一原発事故による放射性物質に汚染された地域を、生業を返せ!という訴えが被害者の共通する思いとして広がり、4000名の原告とともに闘っています。今年5月にも、福井地裁で争われた大飯原発差し止め訴訟で、憲法13条、25条を根拠に差し止めを認める判決が出ています。これらの訴訟には多くの若手弁護士が中心となって取り組んでおり、法廷の中だけでなく外でも活発に活動しています。

司法修習生の給費制廃止違憲訴訟では、若手弁護士が自らが当事者となって、憲法を武器にして闘っています。訴訟だけでなく、「あすわか」の活動なども、まさに憲法というものの重要性を広げる活動です。先生方の築いてきた経験を引き継ぎながら、憲法を武器に、経済的利益を優先して権力が個人の人権をないがしろにする、戦争に突き進もうとする危険な動きに対して抵抗し、新しい時代をつくろうと

模索しています。ぜひ、期待してください!しかし、まだまだ経験も知識も足らないので、色々とご助言いただきたいと思います。



支部総会のご案内と特別報告集原稿募集

支部総会の案内

日時 2015年2月27日(金) 13時~2月28日(土) 12時

場所 KKR熱海ホテル

特別報告集について

恒例の特別報告集の記事を募集します。報告集の作成を通じて、団員が日頃どのような活動をしているか、事件でどんな成果をあげているか、闘いの展望はどこにあるのかなど、様々な実践の交流、情報を共有します。そのほかにも個人的な意向についての記事を報告の掲載でもかまいません。是非積極的に寄稿をお願いします。

なお、執行部からは 12 月中に特別報告への寄稿を特にお願いする方に、お願い文書を発送予定です。 お願い文書を受領された方は、是非期日までに原稿執筆をお願いします。

原稿は、以下の要項で団支部までメールを送って下さい。送信の際は件名のところは「特別報告」と明記して下さい。

★★★執 筆 要 領★★★

- ●送付先 メールアドレス
- ●字数
- ●タイトル
- ●締切

dantokyo@dream.com

1200字から1600字程度 各自でタイトルを明示して下さい。

2015年1月19日(月)



自由法曹団東京支部 11 月幹事会 議事録

参加者 27 名

【第1部】

1 全体の情勢

(1) 解散総選挙について

今回、自民党の公約に明文改憲が掲げられた。報道によれば自民党が過半数を獲得する見込み、 維新もまだ勢いを持っている。

民主党の公約に集団的自衛権の閣議決定の撤回が掲げられたが、集団的自衛権の行使そのものに 反対ということまでは言っていない。引き続き反対運動を強めていく必要がある。

(2) 沖縄知事選について

県民の意思は辺野古移設反対であり、知事選で県民の意思がはっきりと示された。

那覇市長選でも辺野古移転派が落選。衆議院選でも同様の結果が出れば、政府も県民の意思を無 視することは出来ないのではないか。

東京南部のT団員が現地入りし、支部としてもカンパ等で取り組んだ。

2 改憲問題

総選挙のため、11月29日の集会は中止。各地域での集会、デモ等も中止の傾向。

3 労働

労働者派遣法改悪案は、異例の2回目の廃案に追い込んだ。来年の通常国会で再度提出される見込みであるが、そう簡単には通らないだろうという見込み。

有期特措法も廃案になったが、運動としては弱かった。どのように取り組んでいくか、今後の課題である。

労働法制改悪案についても、現在法制審で議論されており、引き続き取り組む必要がある。

4 刑事弾圧

盗聴法の拡大と司法取引の導入について、来年の通常国会に通信傍受法の改正案、刑事訴訟法の改 正案が提出される見込み。

当初、盗聴法が出されたころと比較すると、運動としては盛りあがりに欠けている。

わかりやすい宣伝物を作成するなどして、救援会と連携して今から運動に取り組んでいく必要がある。

5 都政問題

オリンピックについて、当初掲げていた8キロ圏内が維持できず混迷を極めている。

来年2月までに施設をどこに作るのか等を IOC に提出しなければならないが、全く話がまとまっていないのが現状である。

主な運動体はオリパラとみんの会。ただし、具体案に欠ける。

国立競技場について、都としては計画の変更を予定している。

【第2部】

1 憲法学習会活動(三多摩・Y 団員)

三多摩法律事務所の憲法学習会活動について。憲法関係では1年でおよそ60件。

事務所で憲法学習会をやりますという具体的な内容を記載したビラを作成し、集会等で配布したり、各団体に呼びかけている。

現在、事務所を3つのブロックに分けて地域の団体や議員団との交流を図るとともに、学習会活動の提起をし、広く呼びかけている。

事務所では所属弁護士全員が憲法学習会に取り組んでいる。そのために、事務所内で講師育成のための学習会を実施し、レジュメや資料を共有化している。学習会で困ったことなどの意見交換も行い、フィードバックしている。

2 横田基地と運動の今(M 団員·y団員·s団員)

横田基地はこの3年間で凶悪化した。3年前の横田基地の役割は、輸送中継とミサイル防衛司令であった。ところが、昨年、自衛隊横田基地に航空戦術教導団が新設されるなど、自衛隊横田基地の機能が拡張された。昨年から米軍のパラシュート訓練と編隊低空飛行訓練が頻繁に実施され、今年の7月以降、オスプレイが飛来している。

このような凶悪化に対し、基地反対運動は前進している。毎月第3日曜日に「横田基地の撤去を求める西多摩の会」が座り込みを行っている。来年4月で66回、参加者は延べ2000人になる。「横田基地もいらない!市民交流集会」も今年で5回目になる。内藤団員に来てもらうなど、毎回工夫を凝らしている。色々な団体が連携して、機敏にオスプレイ来るなの運動も行っている。

訴訟について、次回第6回の裁判が予定されている。立川支部では現在2つの裁判が係属しており、 有効に機能している。厚木で飛行差止めが認められた。これを契機に各弁護団で拡充しようというこ とになっている。

3 元国立市長に対する損害賠償請求訴訟(日野市民·K 団員)

1999 年 4 月に上原公子市長が誕生し、直後の 7 月にマンション建設計画が浮上した。建設業者は国立市を被告として訴訟を起こしたが、信用毀損として 2500 万円の損害賠償請求が認められたのみで、実質敗訴であった。

ところが、2009 年 5 月、国立市が支払った 2500 万円について、4 人の住民により、上原元市長の不法行為による賠償金であるとして、市は上原元市長に対して求償せよとの住民訴訟が提訴された。 一審では上原元市長が敗訴し、控訴したが、控訴審の結審間近に市長選が行われ、現市長は控訴を取り下げたため、上原氏敗訴の一審判決が確定した。

国立市は、上原元市長を被告として損害賠償金を求償する訴訟を起こした。訴訟では、3人の証人尋問及び本人尋問が実施され、貴重な証言を得た。訴訟は昨年9月19日に結審したが、同年12月19日に与党議員の一部も含む11人の議員が賛成し、国立市議会は債権放棄議決をした。裁判所は弁論を再開し、債権議決も証拠提出され、結審した。判決は、債権放棄議決は適法であるとして、上原元市長に対する求償請求を棄却した。現在、控訴審が係属中であり、引き続きあるべき住民自治の姿を寄り鮮明にしたい。

4 平和憲法を守り生かす立川連絡会、9·28たちかわ大行進(三多摩·T 団員)

立川地域において、平和憲法を守り集団的自衛権の行使に反対する運動を展開するため、日頃から連携している民主団体 11 団体で「平和憲法を守り生かす立川連絡会」を組織している。9・28 たちかわ大行進は、より多くの団体に実行委員会に加わってもらって実行委員会を組織し、9月 28 日に 500 名規模の集会及びデモ行進を行った。より多くの市民に参加してもらうため、2 つの挺団に分け、1 つ目はシュプレヒコール、2 つ目はラップ調のコールにするなどの工夫をした。引き続き、駅頭宣伝や会議を実施するなどして運動を強めていきたい。

5 武蔵村山市における教育問題(三多摩・Ⅱ 団員)

2011 年教科書採択において、武蔵村山市では休憩時間中に採択する教科書を事実上決定し、育鵬 社版の歴史・公民教科書が採択された。教科書採択要綱が骨抜きであったため、要綱に基づく追求が 困難であった。

その後も、礼儀・作法読本、領土についての理解を深めるための学習資料、「日本がもっと好きになる」パンフレットの配布、全学校を研究指定校に指定、教育再生首長会議への教育長の参加など、問題のある動きが続発している。

事務所として採択直後から育鵬社教科書採択阻止の運動に取り組み、教科書採択要綱を改正させるなど、一定の成果を得た。

要綱の重要性を改めて認識し、事務所として地域の18自治体の教科書採択要綱を取り寄せ、比較検討しまとめた。

6 過労死を考える三多摩のつどい(三多摩·S 団員)

過労死等防止対策推進法が施行され、11月が過労死防止啓発月間となるため、11月12日に多摩地域で「過労死を考える三多摩のつどい」の集会を開催した。

尾林芳匡団員から求められる過労死防止対策について講演を頂き、続いて過労死遺族からの訴えを 行った。参加者は 39 名であったが、新聞記事を見て参加した市民もいた。アンケート結果も概ね良 好であった。過労死問題の啓発、事件の掘り起こし、自治体の過労死防止対策との連携などの意義が あったと考えている。

7 アニメ労働者の過労自殺で労災認定(八王子・! 団員)

被災者はアニメーターで、2本の制作進行を平行して担当していた。月の労働時間が600時間、時間外労働が160~200時間という記録があった。労災としては認定されたが、給付基礎日額の認定に問題がある。アニメ業界の改善につながっていければと思う。

全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします!

全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険(GLTD)

主な特徴 (2つの制度共通)

- ■保険料は全国のスケールメリットを活かした団体割引25%
- ■ご加入手続きは簡単で、

 医師の診査も不要 ※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- ■国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単です!

【①所得補償保険】

- ●病気やケガによって就業不能となった場合、月々の所得を1年間、 または2年間補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ●ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償します。 ※D·E·F·R·S·T型の場合
- ●所定の精神障害による就業不能も補償します。

く保険料表> スタンダードブラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、 職種級別1級、保険期間1年、精神障害補償特約セット、 保険料単位:円(保険金額10万円あたり)

関係を対象	1年	2年	
25歳~29歳	820	990	
30歳~34歳	1,000	1,250	
35歳~39歳	1,260	1,640	
40歲~44歲	1,570	2,100	
45歳~49歳	1,870	2,540	
50歳~54歳	2,170	3,000	
55歳~59歳	2,300	3,230	
60歳~63歳	2,410	3,420	

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします! 【② 団体長期障害所得補償保険(GLTD)】

- ●病気やケガによって就業障害となった場合、最長70歳まで長期に 補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ●所定の精神障害による就業障害も補償します。※最長2年間
- ●長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減 りがないよう物価指数の上昇に連動してインフレスライドさせて お支払いします。

団体割引25%、保険期間1年、精神障害補償特約セット、 く保険料表> 保険料単位:円(保険金額10万円あたり)

	対象期間: /U蔵まで※加入時65~69歳の方は一律3年				
支抵対象外 湖南 湖南	372日		737日		
	男性	女性	男性	女性	
25歳~29歳	993	875	949	843	
30歳~34歳	1,083	1,163	1,018	1,109	
35歳~39歳	1,340	1,712	1,252	1,635	
40歳~44歳	2,026	2,785	1,885	2,645	
45歳~49歳	3,048	4,131	2,843	3,886	
50歳~54歳	4,667	5,865	4,293	5,441	
55歳~59歳	6,368	7,010	5,701	6,303	
60歳~63歳	6,954	6,591	5,730	5,453	

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

〈取扱代理店〉

株式会社宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F TEL: 03 (3405) 8661

く引受保険会社>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3

TEL: 03 (3593) 5112

(SJ13-08976 、平成25年11月11日)